

テレワークに係る数値目標について

■「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」

(平成 28 年 5 月 20 日改訂 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) (抜粋)

3. 【重点項目 3】超少子高齢社会における諸課題の解決

(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

②地方創生の実現

【目標 (マイルストーン含む)】

～略～

- ・平成 32 年には、テレワーク導入企業を平成 24 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし… (後略)

※ なお、「週 1 日以上終日在宅」のテレワークのみならず、時間単位の在宅勤務や自宅外でのモバイルワークなど柔軟な働き方が進みつつあることから、平成 28 年度においては、テレワーカー全体 (雇用型及び自営型) の実態等を調査し、KPI の再設定を検討する。

【平成 28 年度～平成 30 年度】

○テレワークの普及・促進

- ・創造宣言における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。
- ・また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

【平成 31 年度～平成 33 年度】

○テレワークの普及・促進

- ・創造宣言における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。
- ・また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

■「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどの IT サービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスと地域の活性化を実現する。(中略)

これらの取組等により、2020 年には、テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし、また、こうした取組も含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を 55% (2009 年においては 38.0%)、25 歳から 44 歳までの女性の就業率を 73% (2011 年においては 66.8%) まで高める。

【KPI】

- ・テレワーク導入企業数
- ・全労働者数に占める週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合(週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数)

■「世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表」

(平成 27 年 6 月 30 日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) (抜粋)

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

【短期 (2015 年度)】

○テレワークの普及・促進

- ・「創造宣言」における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査・把握する。その際に実態を的確に把握するための手法等必要な検討を行った上で、テレワークの普及状況調査を行う。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるためにテレワークの導入企業や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行うとともに、テレワークの定義・分類を踏まえつつ新たな KPI の設定・見直し等についても検討を行う。

【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】